

岩手県労働委員会委員（弁護士、労働団体役員、会社経営者等）による

出前無料労働相談会

職場のトラブルで悩んでいませんか？労働委員会の委員が相談に応じます。

- **労働委員会**は、労働者と使用者間のトラブルの解決を支援する専門的で中立公正な県の行政機関です。相談の**秘密は厳守**します。
- **労働委員会の委員**は、労働問題に詳しく、**豊富な知識と経験**があります。当日は、**公益委員**（弁護士、社会保険労務士、大学教授）、**労働者委員**（労働団体役員など）、**使用者委員**（会社経営者など）から各1名ずつ参加し、三者で相談に応じます。

労働者の方からの相談例

突然の解雇・雇止め、配転命令、給与カット、サービス残業、賃金未払い、嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など

使用者の方からの相談例

退職する社員からの金銭要求、労働条件の話し合いが進まない、労働組合から団体交渉を申し込まれた など



労働者・使用者
いずれも
どうぞ！

2月 2日(日)
13時～16時

盛岡

いわて県民情報交流センター
アイーナ8階 会議室813
盛岡市盛岡駅西通1-7-1

2月 15日(土)
13時～16時

奥州

奥州地区合同庁舎
奥州市水沢大手町1-2

- 相談会は予約が必要（先着順）です。（予約がある場合のみ開催します。）
- 相談希望日の直前の木曜日までに、右記問合せ先に御予約ください。

お問合せ先・予約 岩手県労働委員会事務局

☎ 0120-610-797

（平日8時30分から17時まで）
盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階

事務局では、相談会の開催日以外にも電話やメールで職員が相談をお受けしております。お気軽に御相談ください。

労働相談なんでもダイヤル



ろどうでなくな
0120-610-797
（平日8時30分から17時まで）



岩手県労働委員会

検索

詳しくは県ホームページへ

■ 労働委員会の特色と主な役割 ■

公労使の三者構成
中立・公正

手続
簡易・迅速

行政機関
無料・秘密厳守

1 労働相談への対応

■ 主な相談事例

(労働者から)

突然の解雇、雇止め、配転命令、
給与カット、サービス残業、賃金未払い、
嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など

(使用者から)

退職する社員から金銭を要求された、
労働条件の話合いが進まない、
突然、労働組合から団体交渉を申し込まれた など

2 労使トラブルの解決（あっせん）

■ 「あっせん」とは？

○ 労使トラブル解決のお手伝い

労働委員会の委員が、**あっせん員**となって労使双方の主張をお伺いします。その上で、専門的な助言を行う等、**双方の歩み寄りを図り、問題解決をお手伝いする制度**です。

労働条件等をめぐり労使トラブルが生じた際、当事者だけの話し合いでは解決が困難な場合などに御利用ください。

もちろん、使用者の方も利用できます。

※公務員の方は一部を除き御利用できません。
(詳しくはお問合せ下さい。)

○ あっせん制度を利用するには

労働委員会へ申請書の提出が必要です。

申請書の記載、あっせん制度の利用については、お気軽に労働委員会事務局に御相談ください。

■ 【参考】 あっせん手続の流れ

あっせん申請

労働者、使用者
どちらからも申請できます。

事前聞き取り

双方に聞き取り調査を行います。
相手方にあっせんへの参加を働きかけます。

あっせん

あっせん員が双方の主張を聞き、専門的な助言、あっせん案提示等を行い、問題解決を目指します。

解決

あっせん手続中、自主的な歩み寄りでの問題解決が図られる例もあります。

※ **現地でのあっせんも可能です。**

打ち切り

どうしても双方の歩み寄りが困難な場合、相手方があっせんに応じない場合

わんこきょうだい



【申請書について】
労働委員会事務局にあります。
県のホームページからダウンロードもできます。



岩手県労働委員会HP

【お問合せ】 岩手県労働委員会事務局 調整担当
〒020-0021 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階
電話019-629-6276、6277 (直通)